

# 介護保険制度における 住宅改修の手引き



令和 4 年 1 0 月

薩摩川内市 高齢・介護福祉課

## はじめに

介護保険住宅改修費支給制度とは、要介護（支援）状態になった人が、可能な限り、居宅でその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう支給される介護給付です。利用者が暮らしやすい住環境を整えるためには、利用者の身体状況、日常生活の様子や住宅の状況などを総合的に勘案したうえで、住宅改修をおこなっていく必要があります。この冊子が、介護保険住宅改修費の支給申請を行う際の一助となることを期待しております。

また、この冊子で示されている内容は薩摩川内市においての取扱いであり、他保険者においての取扱いとは相違する場合がありますのでご了承ください。

## 目次

1	介護保険制度における住宅改修の概要	1
2	住宅改修費の支給限度額	2
3	住宅改修費の支給申請	3
4	標準審査期間	4
5	住宅改修費における介護給付適正化について	4
6	住宅改修の計画	4
7	申請書記載例等	6
8	住宅改修費の種類	9
9	申請書類の見本	16
10	住宅改修 Q&A	26

# 1 介護保険制度における住宅改修の概要

## (1) 支給対象者

要支援1・2または要介護1～5の認定を受けている薩摩川内市の被保険者です。  
※認定を受けていても入院中の方や施設サービスを受けている人は原則対象になりません。(一部対象となる場合もあります。)

## (2) 対象となる住宅

対象被保険者の住民票上の住所地(被保険者証に記載の住所)で、かつ現に居住している住宅です。また、高齢者に適したつくりとなっているはずの特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホーム、高齢者向けの住宅は原則支給対象外です。

## (3) 必要性について

対象被保険者の心身の状態や住宅の状況から、現時点で生活に必要と認められる改修が給付対象となり、支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である薩摩川内市が決定します。

## (4) 対象となる住宅改修の種類

(平成11.3.31厚告95「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」)

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他上記①～⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※広い部屋の床を全面嵩上げして段差解消する等、大がかりな工事内容となるなど、介護保険の住宅改修とは掛け離れた工事が見受けられます。

介護保険の住宅改修は、個人の資産形成や資産更新につながらない比較的小規模な改修を対象工事としていることを踏まえ、工事内容が適切なものになっているかを必ず検討すること。

## (5) 住宅改修費の支給限度額

給付対象となる住宅改修にかかった実際の費用のうち、介護保険負担割合証に記載された割合による自己負担分を控除した額を給付します。対象となる費用の上限額は同一住宅で1人につき20万円です。

## (6) 住宅改修費の支給の申請

住宅改修費の給付を受けるには、改修を行う前に高齢・介護福祉課に事前申請を行い、承認を得る必要があります。承認を受ける前に行った改修は給付対象となりません。改修後に住宅改修費支給申請を行い、改修前に承認を受けた内容どおりの施工が確認された後に給付が行われます。

## 2 住宅改修費の支給限度額

住宅改修費は、薩摩川内市が必要であると認めた住宅改修にかかった実際の費用のうち、介護保険負担割合証に記載された割合による自己負担分を控除した額を給付します。

ただし、同一住宅で1人につき20万円の上限額が設定されています。(給付額は給付の割合が9割の方で18万円となります。)

また、20万円未満の工事を行い、残額がある場合は、残額分について次回の住宅改修時に支給対象として申請できます。(例えば、初回の住宅改修費用が15万円の場合、次回の住宅改修時には5万円までが対象となります。)

なお、被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族などによって住宅改修が行われる場合は材料費のみが対象となります。

また、保険料滞納による給付制限(自己負担3割～4割)は、住宅改修費の給付にも適用されます。

### 支給限度額の特例

- ① 最初の住宅改修から要介護度が著しく重くなった場合、支給限度残額が20万円に戻ります。この例外は同一住宅、同一要介護者について1度だけ適用されます。

初回の住宅改修時の要介護区分	追加の住宅改修時の要介護区分
経過的要介護・ 要支援 1	要介護 3 以上
要支援 2・要介護 1	要介護 4 以上
要介護 2	要介護 5

例) **要介護 1** (20万円利用) → 要介護 3 (利用不可) → **要介護 4** (20万円利用可)

**要介護 1** (10万円利用) → 要支援 1 (10万円利用) → **要介護 3** (利用不可)

**要介護 1** (20万円利用) → 要介護 4 (改修せず) → **要介護 3** (利用不可)

- ② 転居した場合は支給限度残額が20万円に戻ります。但し、住宅改修費の支給を受けた後に他の家屋へ転居し、その後、住宅改修の支給を受けた家屋に戻った場合は、最初の家屋の支給限度額が適用されます。

例) 住所A (20万円利用) → 住所B (20万円利用) → 住所C (20万円利用可)

住所A (20万円利用) → 住所B (20万円利用) → 住所A (利用不可)

住所A (15万円利用) → 住所B (10万円利用) → 住所A (5万円利用可)

※①②とも、残金があっても、上限額は一律20万円となります。

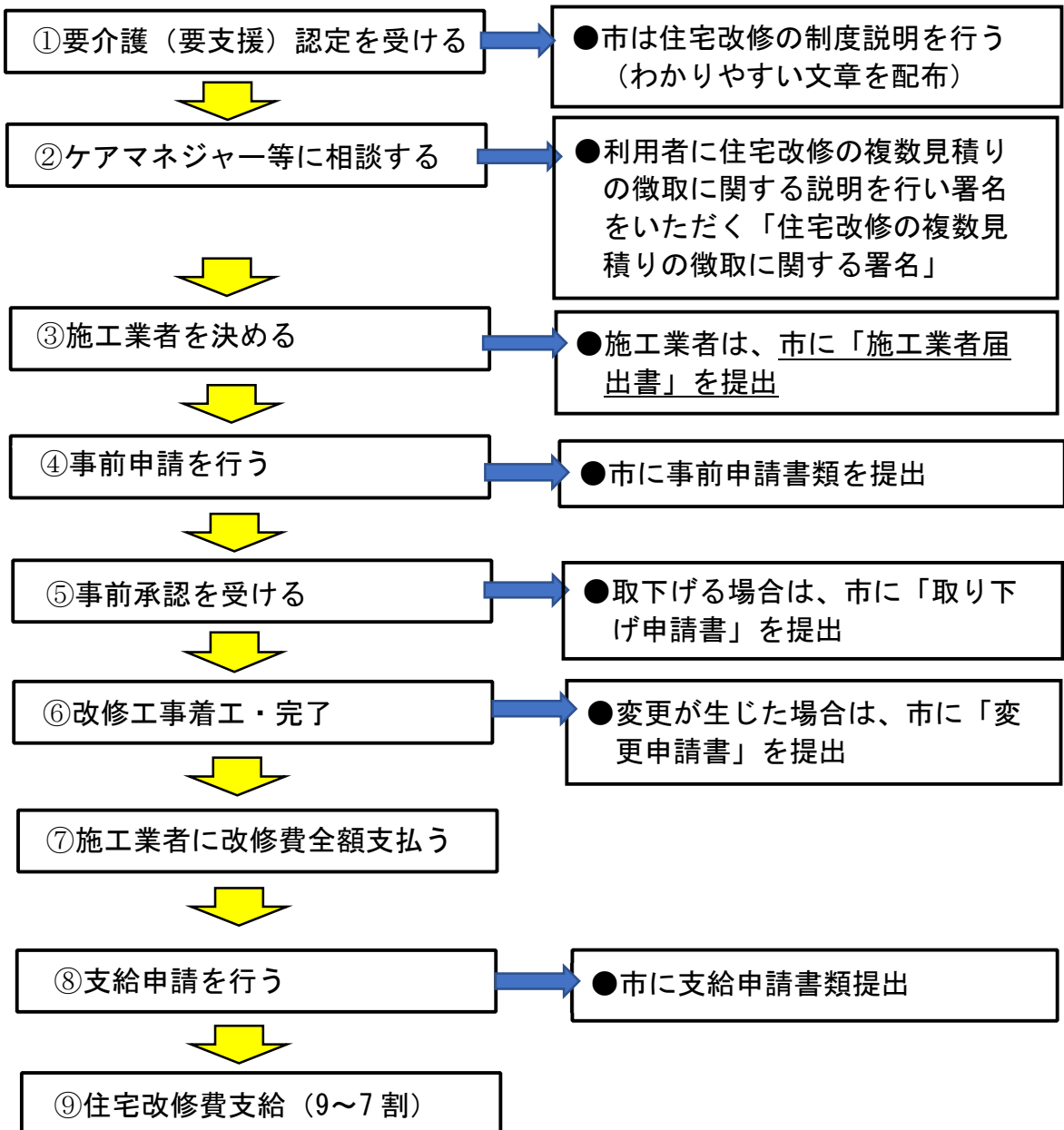
### 3 住宅改修費の支給申請

事前申請で改修内容について承認を受けた後、住宅改修を行い、工事完了後に実際の改修費用の支給を申請することになります。事前申請の承認を受ける前に施工を行った場合は、住宅改修費の支給対象となりません。

事前申請で承認を得た内容に変更が生じた場合は、変更箇所の施工前に、変更申請を行う必要があります。承認を受けず施工内容を変更した場合は、給付対象となりません。また、事前申請後に入院や死亡により住宅改修を行わないことになった場合は申請取り下げ書を提出してください。

なお、薩摩川内市では、利用者が一旦、住宅改修にかかった費用の全額を施工業者に支払い、その後、薩摩川内市が利用者へ保険給付対象となる費用の介護保険負担割合証に記載された割合による自己負担分を控除した額を支給する「償還払い」により給付費の支給を行っています。

#### ●住宅改修費支給までの流れ



## 4 標準審査期間

### ●事前申請

受付日から事前承認までの審査期間は 7 日間（受付日は含まず、開庁日のみ数える）です。ただし、現地確認に要した場合や書類差替えがあった場合はこの限りではありません。

### ●支給申請（住宅改修費支給申請）

受付は 月末締めで翌月 25 日の前日（25 日の前日が閉庁日の場合は直前の開庁日）として、住宅改修費を支給します。ただし、書類に不備があった場合はこの限りではありません。

## 5 住宅改修費における介護給付適正化について

薩摩川内市では鹿児島県介護給付適正化プログラムに基づき、適正な住宅改修の給付を行うため、申請内容を審査する上で、関連書類の提出や内容説明を依頼することがあり、場合により助言、指導を行います。

また、住宅改修を行う利用者の自宅へ現地確認に伺うことがあります。この場合、ケアプラン作成者や施工業者にも立ち合いをお願いしますので、ご協力をお願いします。

## 6 住宅改修の計画

### （1）住宅改修の計画作成者

●介護保険住宅改修の計画書である「住宅改修が必要な理由書」はケアプランの一部としてケアマネジャー等のケアプラン作成者が作成します。（他の介護保険サービスを受けていないため、ケアプラン作成者がいない場合など、薩摩川内市が認める有資格者が「住宅改修が必要な理由書」を作成する場合があります。）

●施工業者の方に住宅改修の相談があった際は、必ずケアプラン作成者に連絡し、市に「介護保険住宅改修の施工業者届出書」を提出したうえで、十分な打ち合わせを行ってください。

### （2）住宅改修の計画の検討

●「住宅改修が必要な理由書」も、他のサービスの計画と同様に、対象被保険者や家族の希望を取り入れつつ、利用者の自立につながるような改修計画が必要です。

●計画作成の際は、利用者の日常生活動線を具体的に想定し、その間の身体状況から支障となる箇所について、施工業者や他のサービス提供者等に意見を求め、改善方法の検討を行うこととなります。特に利用頻度が高いと考えられる、「排泄」、「入浴」、

「外出」の動線については必ず検討し、必要と判断した場合は、対象被保険者や家族に対して提案や助言を行ってください。

●保険給付については、法令等により給付金額や改修内容に制限があるため、希望通りの住環境整備ができないこともあります。居室の変更や荷物の整頓による動線の見直し、他のリフォーム補助制度、自費での施工等、保険外利用についても併せて検討してください。

### (3) 施工業者との連絡・調整

●住宅改修業者に県や市の指定はありませんが、担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、施工業者を決めてください。なお、お手数ですが、住宅改修の複数見積りの徴取に関する説明を受け、別紙様式「住宅改修の複数見積りの徴取に関する署名」に署名してください。複数の施工業者に見積もりを依頼し、比較・検討したうえで1社を選ぶことをお勧めします。また、使用する部材等については、公的な給付制度であることを鑑み、標準的な部材となるよう留意してください。

●ケアプラン作成者は、施工業者に対して理由書を元に住宅改修の計画を説明し、計画内容を共有してください。

●施工業者は、事前に市に「介護保険住宅改修の施工業者届出書」を提出したうえで、ケアプラン作成者に対して見積書や図面等を提供し、施工内容を説明してください。また、工事のスケジュール、経過等を連絡し、施工上、計画の変更が必要と判断した場合は、その時点でケアプラン作成者に必ず相談して、市に「介護保険居宅介護（支援）住宅改修の変更申請書」を届出したうえで施工を行ってください。

### (4) 居宅介護サービス計画書及び居宅予防サービス支援計画書（ケアプラン）

●ケアマネジャー等がケアプランを作成している場合は、総合的な判断をしたうえで審査するため、ケアプランの提出をお願いします。

## 7 申請書記載例等

申請書等の様式については、最新のものを確認し使用してください。  
様式は、薩摩川内市のホームページでもダウンロードできます。

### 「住宅改修が必要な理由書」作成の留意事項

#### ●1 ページ目

＜基本情報＞ 利用者欄は、被保険者証を確認し記載してください。

##### (1) 被保険者番号

「000～」から始まる 10 桁の番号を記載します。2 号被保険者で新規申請中の場合は、未だ被保険者証が無い場合空欄となります。

##### (2) 要介護度、有効認定期間

理由書作成日の状況を記載してください。新規申請中等、不明の場合は空欄となります。新規、更新申請中の場合はその旨、記載してください。

##### (3) 住所

被保険者証の住所を確認し記載してください。建物名称や地番の枝番、アパート等の部屋番号も省略せず記載してください。

##### (4) 理由書の作成者

- 1 介護支援専門員
- 2 作業療法士
- 3 理学療法士
- 4 福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する者
- 5 地域包括支援センターに勤務する保健師・社会福祉士・看護師・社会福祉主事
- 6 在宅介護支援センターに勤務する者で、上記1、2、3、4以外の者  
(地域包括支援センターの確認が必要です。)

※基本的に「住宅改修が必要な理由書」の作成は本来ケアプラン作成者の業務であり、住宅改修の計画についての最終的な責任はケアプラン作成者にあります。

ケアプラン作成者がいる場合に、やむをえずそれ以外の有資格者が作成する場合は、ケアプラン作成者と十分に連絡調整を行ってください。

＜総合的状況＞ 住宅改修のためのアセスメントになります。利用者・家族の生活状況や生活上の希望について総合的に把握します。



### (1) 利用者の身体状況

住宅改修の必要性についての身体的な根拠となります。

病歴や入退院、身体状況（認知症の進行、可動域制限等）、立ち上がりや跨ぎ動作、屋内外の移動（伝い歩き、杖歩行、車椅子自走等）といった生活動作の状況について記述してください。

### (2) 介護状況

どのように介護を受けているかで必要な改修内容も異なります。

介護サービスやそれ以外のサービス利用状況、家族介護の状況等を記載します。

同居家族については家族介護の状況や、住宅改修の承諾書省略の条件の目安にもなりますので、必ず記載してください。通院等、外出状況についても、改修の目的の根拠となりますので記載してください。

### (3) 福祉用具の利用

本人の身体状況から利用している福祉用具は、介護保険での利用分に限らずチェックを入れます（1本杖等）。手すりについては、工事により家屋に固定されているものはチェックを入れません。改修前、改修後の欄は、それぞれの時点での利用状況を考えチェックを入れます。（例：住宅改修で手すりを設置することによりレンタル手すりを利用しなくなる場合は、改修前のみチェックを入れる。）

### (4) 住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいか

利用者の希望をそのまま書くのではなく、利用者の希望を受けて、上記3項目の内容、住宅の状況等を踏まえ、作成者が、どの生活動線の不具合をどのように改善したいかを記述してください。

また、今回の改修で対応しない日常生活動線がある場合や、通常と異なる改修を行う場合（跳ね上げ手すり、床面のかさ上げ等）は、その検討（既設手すりがあり不要等）の記述をお願いします。

## ● 2 ページ目

住宅改修の具体的な計画になります。

1 ページ目の「住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいか」を踏まえて、生活動線上の場所、動きを改修箇所ごとに、具体的に記述してください。

### (1) 排泄

排泄を目的とした寝室等の居室とトイレ間の移動やトイレ内での動作について記載します。

### (2) 入浴

入浴を目的とした寝室等の居室と浴室間の移動や浴室内での入浴動作について記載します。入浴の目的でなければ、浴室や脱衣所までの移動があってもこの欄には記載しません。

### (3) 外出

外出を目的とした、寝室等の居室から敷地外までの移動について記載します。敷地外への移動が目的でなければ、この欄には記載しません。また、通院の為等、日常の動線として外出が必要な理由も記載してください。

### (4) その他の動作

上記、3つのどれにも該当しない目的の場合に記載します。

#### ① 改善しようとしている生活動作

チェックを入れることで、動線のどこに支障があるか確実に把握します。

#### ② ①の具体的な困難な状況

①の困難な状況を具体的に記述することで改修目的を明確にします。

(例：寝室からトイレまでの移動時に、トイレ入り口に2センチの段差があり、引きずり歩行的ため、つまずき転倒しそうになる。)

#### ③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修のコメント

困難な状況を住宅改修によりどのように改善するのか、チェックを入れることで、改修目的、期待効果を明確にします。これは、住宅改修後の評価の際、目的が達成できたかの判断基準にもなります。

具体的な困難な状況を、改修目的・期待効果に結び付ける改修内容と、それにより生活動作がどのように改善されるかを記述します。

(例：トイレ入り口にスロープを設置し、つまずき転倒を防止することで、安全にトイレの出入りができる。)

#### ④ 改修項目

改修内容を工事の種類ごとに整理することで、住宅改修費の対象になるものとならないものを確認します。

改修の場所は、②や③の言葉と統一してください。どの場所の改修か判断できず、差替え依頼の原因となる場合があります。

(例：③「脱衣所入口に縦手すりを設置～」→④×「廊下手すり」

○「脱衣所入口縦手すり」)

## 8 住宅改修の種類

介護保険の給付対象となる住宅改修の種類及びその留意事項は次のとおりです。

### (1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動又は移乗動作が利用者の身体の現状維持や改善に役立てることを目的として設置するものです。

#### 【事 例】

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室内の手すり（居間・トイレ・浴室・玄関・階段等）</li> <li>○ 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等）</li> <li>○ 手すりの付け替え、移設（身体状況に合っていない場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 福祉用具貸与の対象となる手すり</li> <li>× 敷地外の手すり</li> <li>× 手すりの機能外の付加部分 （紙巻器付き手すりの紙巻器部分等）</li> <li>× 扉や家屋に固定されていない家具への手すりの設置</li> <li>× 既存手すりの老朽化・汚損による取替</li> </ul>

※次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

#### ●表面が金属の手すり設置（ステンレス製屋外手すり等）

日向では高温になるため火傷することがあり、日陰では冷たく心臓の負担となることがあります。

#### ●跳ね上げ、着脱式の手すり設置

使い方を誤ると可動部分を原因とする事故や故障が起こる可能性があります。  
説明書通りの操作を期待できる状況が必要です。

#### ●壁付やL型以外の手すり端部

横手すりや階段手すりの端部が突き出している場合、衣類の袖口等に引っ掛かり転倒の原因となることがあります。

#### ●両手すりの設置

通常は、片手すりを設置することとしていますが、身体状況等により両手すりを設置しなければならない場合、その必要性を明確にする必要があります。

#### ●部材の選択

家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される例が見受けられます。介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしています。

## (2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差や玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するものです。具体的には、敷居の撤去、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等を想定しています。また、昇降機、リフト段差解消機等の動力により段差を解消する機器は除きます。

### 【事例】

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷居の撤去</li> <li>○ スロープの設置工事</li> <li>○ 浴室の床のかさ上げ</li> <li>○ 居室、廊下のかさ上げ</li> <li>○ 玄関上り框等の段差に踏み台を固定設置する工事</li> <li>○ 浴槽の取替え（またぎ高さ、浴槽深さ、浴室床と浴槽底の高低差が軽減される場合）</li> <li>○ 段差の段数を増やして段の高さを軽減する工事</li> <li>○ 玄関から敷地外までの通路の敷石による凹凸をモルタル等で平坦にする工事</li> <li>○ 路面が傾斜で車椅子等での通行に支障がある場合に路面を水平にする工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 福祉用具貸与の対象となる「スロープ」又は特定福祉用具購入の対象となる「浴室すのこ」を置くことによる床段差の解消</li> <li>× 段差解消を伴わない階段踏み面の拡張</li> <li>× 踏み台を固定せず、置くことによる段差解消</li> <li>× 昇降機、リフト段差解消機等の動力により段差を解消する機器を設置する工事</li> <li>× 掘りごたつや床下収納を塞ぐ工事</li> <li>× 破損や老朽化による段差の修繕</li> <li>× 必要性の整合が取れない段差解消（同一動線上の複数の段差において、段差解消の有無が有る等）</li> <li>× 浴槽を広くする目的での浴槽の取替え</li> </ul>

※次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

#### ●居室や廊下の床のかさ上げ

敷居撤去やスロープ設置等で対応できない場合に限り、給付対象となります。

#### ●浴室床かさ上げ

床をかさ上げすることにより浴室床と浴槽底の段差が大きくなると、浴槽出入り時にバランスを崩し転落しやすくなります。

#### ●浴室すのこを床材として利用することによる浴室床かさ上げ

住宅改修で利用するには、すのこを容易に取り外しができないよう、工事により固定する必要があります。固定すると浴室床の清掃が難しくなり、衛生上の問題が生じることがあるため、特定福祉用具購入での利用をお勧めしています。

●浴槽の取替え

通常、福祉用具の活用もしくは浴室床かさ上げ工事で対応するが、それでもなお段差解消できなかった場合に、ケアマネジャー等が技術的に浴槽交換以外の方法で段差解消ができないと判断した場合のみ支給対象となる。

●必要以上の幅員に対する段差解消

踏み台や通路においては通行に必要な幅員のみを面積按分して給付対象とします。薩摩川内市においては、目安として、単独歩行で 700 mm、車椅子で 1000 mm 程度を認めています。(利用者の状況により個別に判断します。)

●部材の選択

家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される例が見受けられます。介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしています。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きからフローリング材、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を想定しています。

【事 例】

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 畳から板製床材、ビニール製床材等への変更</li> <li>○ 浴室床材を滑りにくい床材に変更</li> <li>○ 屋外通路を滑りにくい舗装材に変更</li> <li>○ 階段への滑り止め材の固定設置</li> <li>○ 滑り止め剤の塗布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 老朽化及び破損による床材の張り替え</li> <li>× 同じ材質への床材の張り替え(木製板材から木製板材等)</li> <li>× 転倒時のけが防止を理由とする柔らかい床材への変更</li> <li>× 浴室用すべり止めマットの設置</li> <li>× 取り外すことを前提として簡易に設置するもの</li> </ul>

※次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

●滑り止めテープの貼付け

十分な耐久性があるか確認が必要です。

●必要以上の幅員に対する床材変更

通路においては通行に必要な幅員のみを面積按分して給付対象とします。

薩摩川内市においては、目安として、単独歩行で 700 mm、車椅子で 1000 mm 程度を認めています。(利用者の状況により個別に判断します。)

●部材の選択

家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される例が見受けられます。介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしています。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。但し、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は、保険給付の対象となりません。

【事例】

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○ 開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテンへの取替え	× 引き戸への変更の際に自動ドアにする場合の動力関係部分
○ ドアノブの変更（玉ノブをレバー式等に変更）	× 引き戸等の新設
○ 戸車、レールの設置、取替え	× 老朽化による取替え、修理
○ 扉の吊り位置変更	× 直接本人が使用しない扉
○ 扉位置の変更	× 破損による怪我を防ぐための扉ガラス部分の材質変更
○ 扉の撤去	
○ 門扉の取替え	

※次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

●重い引き戸から軽い引き戸への変更

他に方法がない場合のみ給付対象となります。

●扉位置の変更（見かけ上の新設）

扉位置の変更の必要性がある際に、扉位置の変更等に比べ費用が低く抑えられる場合に限り、元の扉位置をふさぐ工事を行わないことが可能です。この場合、元の扉を利用しなくなる状況が明確に示される必要があります。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器等への便器の取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合を想定しています。和式便器から暖房機能及び洗浄機能等が付加されている一体式の洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合、これらの機能の付加のみは対象になりません。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗式洋式

便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化にかかる部分の費用は、保険給付の対象となりません。

【事 例】

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 和式便器から洋式便器（一体型として洗淨機能等が付加されたものを含む）への取替え</li> <li>○ 既存の便器の位置や向きの変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 特定福祉用具購入の対象となる「腰掛便座」を置くことによる設置</li> <li>× 洋式便器の便座を洗淨機能等が付加された便座へ取替えるもの</li> <li>× 水洗化又は簡易水洗化にかかる費用</li> <li>× 洗淨便座一体型便器設置に伴う給排水、電気工事</li> </ul>

※次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

●和式便器から洋式便器への取替え

洗淨機能等が付加された便座を選択する場合、洗淨機能等が身体状況からみて必要性があるかどうか

●トイレの移設に伴い和式便器を洋式便器に取替える場合

便器及びその設置費用のみ給付対象となります。元のトイレが残る場合は取替えではなく新設となるので給付対象となりません。

(6) 上記(1)～(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

①手すりの取付け

手すりの取付けのための下地補強

②段差の解消

浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事

スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化、簡易水洗化に係るものを除く）、床材の変更

【事前申請時に必要な書類】（※すべてA4サイズで提出してください。）

書 類	留 意 事 項
住宅改修が必要な理由書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を見て、住宅改修の必要性を判断するうえでの重要な資料になります。具体的に、詳しく記載してください。</li> <li>●作成者は、原則、居宅サービス又は介護予防サービス計画を作成して個別の利用サービスを総合的に把握している介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（ケアマネジャー等）です。</li> <li>●担当ケアマネジャー等以外の方が「理由書」を作成する場合は、担当ケアマネジャー等と十分連絡調整のうえ協力して進めてください。</li> </ul>
見 積 明 細 書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「住宅改修の種類」「写真番号」「改修部分」「名称」「商品名・規格・寸法等」「数量」「単位」「単価」「金額」を適切に記載してください。</li> <li>●「材料（商品名等）」「工事費」は詳細を明確に記載する。また材工「一式」の表示は区分するのが困難な場合を除いて避けてください。</li> <li>●算出根拠は説明を要する内容（付帯工事あり等）について記載する。対象部分を抽出する場合は、その工事範囲を明示する。対象範囲を明示するのが困難な項目については、その根拠を示してください。</li> <li>●見積明細書は、印鑑がないもの、FAXで送付されたものは認められません。</li> <li>●消費税を計算した後の値引きは認められません。</li> </ul>
図 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平面図等により、改修前後の状態や、想定した動線の始点や終点ができるよう作成してください。また、写真番号も記載してください。</li> <li>●手すりは、長さ・取り付け位置が確認できるよう記載する。</li> <li>●床材の変更や嵩上げは、改修箇所の寸法を記載してください。</li> <li>●部屋の名称は「住宅改修が必要な理由書」「見積明細書」と一致させてください。</li> <li>●扉の位置や開閉がわかるように記載をお願いします。</li> <li>●既設手すり等がある場合は、記載をお願いします。</li> </ul>
工 事 前 写 真	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改修箇所の位置や、改修が必要な状態が分かるよう撮影し、改修後のイメージを記載してください。</li> <li>●段差はスケールをあて、改修前の状態が分るよう撮影してください。</li> <li>●L判程度のカラー写真をA4の台紙に2枚から3枚貼ってください。A4の用紙に出力したものでも構いません。</li> <li>●写真には撮影日を入れてください。日付が入らないものは黒板等を使い撮影日が分るように入してください。撮影日がないものは受付できません。</li> </ul>
承 諾 書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅の所有者が、対象被保険者本人でない場合は、住宅の所有者が承諾したことが確認できる書類を添付してください。また、公営住宅は市・県が交付する承諾（承認）したことが確認できる書類を添付してください。</li> <li>●住宅又は土地所有者が同居の夫婦である場合は省略できます。夫婦でも、現況で同居状態にない場合は省略できません。</li> </ul>



住宅改修の複数見積りの徴取に関する署名	<ul style="list-style-type: none"> <li>●理由書の作成事業者から「利用者保護の観点から、利用者は複数の住宅改修事業者から見積りを取ることができる。」ことについて説明をし、署名をいただいでください。</li> <li>●自署が難しい場合、代筆でもかまいません。</li> </ul>
ケアプラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居宅介護サービス計画及び居宅予防サービス支援計画（ケアプラン）を作成している場合は、提出してください。（総合的な判断をしたうえで、審査するため。）</li> </ul>

**【支給申請時に必要な書類】（※すべてA4サイズで提出してください。）**

書 類	留 意 事 項
申請書	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 <ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅の所有者欄は必ず記載してください。</li> <li>●申請者（被保険者）と口座名義人が違う場合は、委任状が必要になります。</li> <li>●口座振込依頼欄の記載については、通帳等の確認をお願いいたします。</li> </ul>
支払明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実際に行った改修費用の内訳がわかるよう、「住宅改修の種類」「写真番号」「改修部分」「名称」「商品名・規格・寸法等」「数量」「単位」「単価」「金額」を適切に記載してください。</li> <li>●事前申請で提出した承認を受けた明細書と同じ内容になります。</li> </ul>
工事後写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改修箇所の位置や、改修後の状態が分かるよう撮影してください。</li> <li>●できるだけ改修前の写真と構図をそろえて撮影してください。</li> <li>●手すりや踏み台の写真は、固定部をはっきり写してください。手すりは部材種別や数量を確認しますので、長尺で見切れる場合は、複数枚に分けて撮影してください。</li> <li>●段差はスケールをあて、改修後の状態が分るようにしてください。</li> <li>●L判程度のカラー写真をA4の台紙に2枚から3枚を貼ってください。A4の用紙に出力したものでも構いません。</li> <li>●写真には撮影日を入れてください。日付が入らないものは工事用の黒板等を使い撮影日が分かるようにしてください。<u>撮影日がないものは受付できません</u>ので注意してください。</li> </ul>
領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●領収書の宛先は対象被保険者のフルネームを記載してください。</li> <li>●施工業者の代表者印、又は会社印及び担当者印を押印してください。</li> <li>●住宅改修をしたことが分かる但し書きを記載してください。</li> <li>●収入印紙には割り印を入れてください。</li> <li>●明細書に無い値引きをしないでください。</li> </ul>



住宅改修が必要な理由書

〈P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしていない生活動作、②具体的な困難な状況(…なので①の具体的な困難な状況(…なので②で困っている)を記入してください

活動	① 改善をしようとしていない生活動作 (…なので①の具体的な困難な状況(…なので②で困っている)を記入してください)	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	<p>⑧ 改善をしようとしていない生活動作について具体的な動作についてを具体的に記入してください。</p> <p>⑨ 生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記入してください。</p> <p>⑩ 各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記入してください。</p>	<p>⑩ 各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記入してください。</p> <p>⑪ 様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)にしを記入し、その内容を記入してください。</p>	<p>⑪ 様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)にしを記入し、その内容を記入してください。</p>
入浴	<p>⑧ 改善をしようとしていない生活動作について具体的な動作についてを具体的に記入してください。</p> <p>⑨ 生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記入してください。</p> <p>⑩ 各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記入してください。</p>	<p>⑩ 各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記入してください。</p> <p>⑪ 様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)にしを記入し、その内容を記入してください。</p>	<p>⑪ 様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)にしを記入し、その内容を記入してください。</p>
外出	<p>⑧ 改善をしようとしていない生活動作について具体的な動作についてを具体的に記入してください。</p> <p>⑨ 生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記入してください。</p> <p>⑩ 各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記入してください。</p>	<p>⑩ 各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記入してください。</p> <p>⑪ 様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)にしを記入し、その内容を記入してください。</p>	<p>⑪ 様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)にしを記入し、その内容を記入してください。</p>
その他の活動	<p>⑧ 改善をしようとしていない生活動作について具体的な動作についてを具体的に記入してください。</p> <p>⑨ 生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記入してください。</p> <p>⑩ 各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記入してください。</p>	<p>⑩ 各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記入してください。</p> <p>⑪ 様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)にしを記入し、その内容を記入してください。</p>	<p>⑪ 様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)にしを記入し、その内容を記入してください。</p>

見本



# 見積書参考様式 : 介護保険給付対象工事部分のみの見積 記入例

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分			算出根拠
						数量	単価	金額	
(6)	No.1	1階洋室	壁	下地補強板	ABC社 xx-987a 100x50 L=800	0	枚	0000	
(1)	No.2		手すり	手すり	DE社 z-123 木製(金具:ステンレス)	0	m	0000	
(1)				エンドキャップ	GHI社 YY456	0	個	0000	
(1)						0	人工	0000	
(1)								0000	
(3)		1階和室・DK	撤去			00	m	0000	
(3)			床	フローリング張り施工費		0	m	0000	対象(床)部分を大工手間比較2/3で按分
(3)				1階和室・DK計				0000	
(3)(5)		1階トイレ	撤去			00	m	0000	
(3)	No.7		床	床:クッションフロア材	JKL社 QQ123 合板 t=12mm 下地共	0	m	0000	
(3)				床貼り施工費		0	人工	0000	
(5)	No.8		便器	洋式便器	MN社 ABC-defg1234	1	個	0000	
(5)	No.9		給排水工事	便器取付け施工費		0	人工	0000	
(5)				給排水管接続工事費		0	m	0000	
				トイレ計				0000	
				小計				0000	
				諸経費		0	%	△△△	
				合計				0000	
				消費税		8	%	000	
				総合計				△△△△	

介護保険対象部分を抽出する場合は、その工事範囲を明示する。

対象(床)部分を大工手間比較2/3で按分

介護保険対象範囲を明示するのが困難な項目については按分をして、その根拠を示す。

材料については、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載する。

材料名等は極力専門用語を避け、分かりやすい表記にする。  
(例: PB ⇒ 石膏ボード、SUS ⇒ ステンレス等)

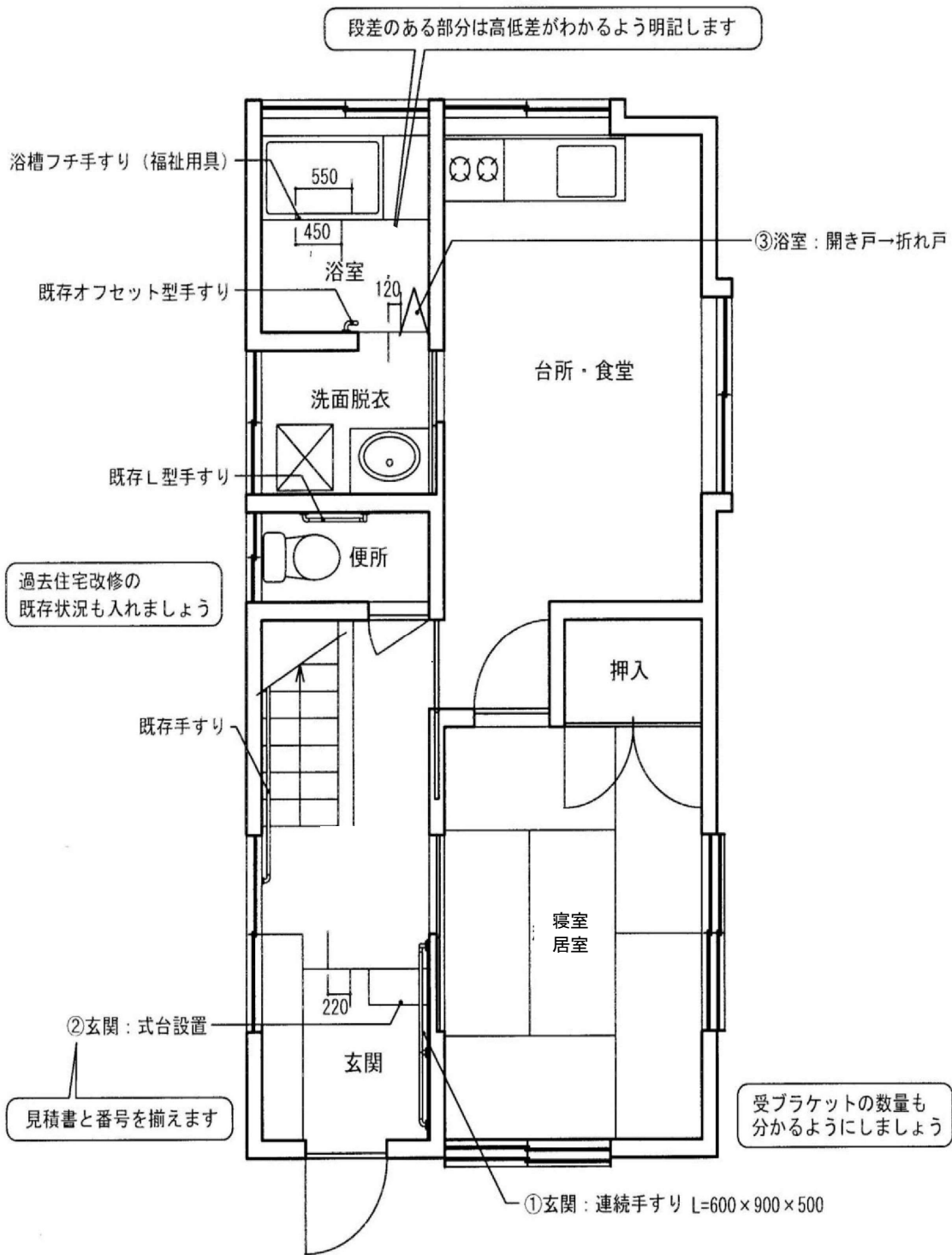
住宅改修の種類を明示する。

介護保険給付申請に係る工事については、材料費と施工費を適切に区分する。

工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記載する。

(※1) 住宅改修の種類: (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え  
(5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修  
(※2) 名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

「平面図（見本）」



※平面図・断面図により、改修前後の状態や想定した動線の始点や終点ができるよう作成してください。

※手すり・踏み台等は、長さ・取り付け位置が確認できるよう記載する。

※床材の変更や嵩上げは、改修箇所の寸法を記載してください。

※部屋の名称、写真番号は「住宅改修が必要な理由書」「見積明細書」と一致させてください

※扉の位置や開閉がわかるように記載をお願いします。

※既設手すり等がある場合は、記載をお願いします。

# 記入例（工事前）良い例

## 写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345		No.1	
施工業者名：(株) ○○○○					
改修箇所		玄関 上がり框		対象工事種別	
		改修前		手すりの設置	
				撮影日： ○年 ○月 ○日	
					
改修後		撮影日： 年 月 日			
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 撮影日が確認できる。</li> <li>• 改修後のイメージが記入され、手すりの高さも確認できる。</li> </ul>					
(写真貼付欄)					

※ 写真は、それぞれ日付の入ったものとします。データ機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影して下さい。

## 記入例（工事前）悪い例

### 写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345		No.1	
施工業者名：(株) ○○○○					
改修箇所	玄関 上がり框	対象工事種別	手すりの設置		
改修前		撮影日： ○年 ○月 ○日			
					
改修後		撮影日：      年      月      日			
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 撮影日が確認できないもの。</li> <li>• 改修後のイメージが記入されてなく、手すりの高さも確認できない。</li> </ul>					
<p>（写真貼付欄）</p>					

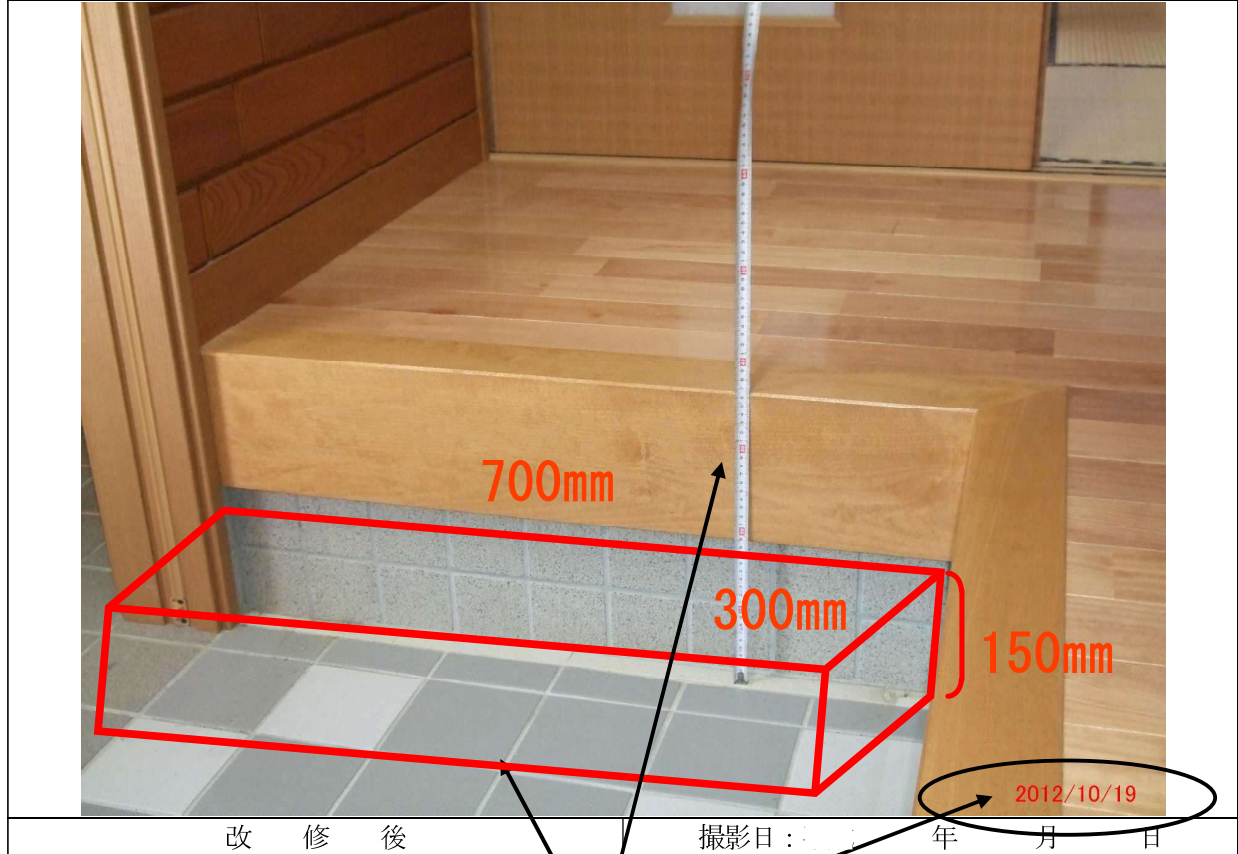
※ 写真は、それぞれ日付の入ったものとして。デイト機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影して下さい。



# 記入例（工事前） 良い例

写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345		No.2
施工業者名：(株) ○○○○				
改修箇所	玄関 上がり框	対象工事種別	段差解消	
改修前		撮影日： ○ 年 ○ 月 ○ 日		



- 撮影日が確認できる。
- 改修後のイメージが記入され、スケールで段差の高さも確認できる。

(写真貼付欄)

※ 写真は、それぞれ日付の入ったものとしてします。デート機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影して下さい。

# 記入例（工事前）悪い例

## 写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345	No.2
施工業者名：(株) ○○○○			
改修箇所	玄関 上がり框	対象工事種別	手すりの設置
改 修 前		撮影日： ○年 ○月 ○日	
			
改 修 後		撮影日： 年 月 日	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 撮影日が確認できないもの。</li> <li>• 改修後のイメージが記入されてなく、スケールもなく段差の高さも確認できないのでどこを改修するのかわからない。</li> </ul>			
(写真貼付欄)			

※ 写真は、それぞれ日付の入ったものとします。デート機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影して下さい。

# 記入例（工事前）良い例

※ 写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345		No.3-1
施工業者名：(株) ○○○○				
改修箇所	居間 入り口	対象工事種別	段差解消	
改修前		撮影日：	○年	○月○日
				
改修後		撮影日：	○年	○月○日

- 撮影日が確認できる。
- 改修後のイメージが記入されているが、段差の高さがわかるようにNo.に枝番で別用紙に写真を添付すれば、高さがわかる。

(写真貼付欄)

※ 写真は、それぞれ日付の入ったものとします。デイト機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影して下さい。

# 記入例（工事前） 良い例

## 写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345		No.3-2
施工業者名：(株) ○○○○				
改修箇所	居間 入り口	対象工事種別	段差解消	
改修前		撮影日： ○ 年 ○ 月 ○ 日		
				
改修後		撮影日： ○ 年 ○ 月 ○ 日		

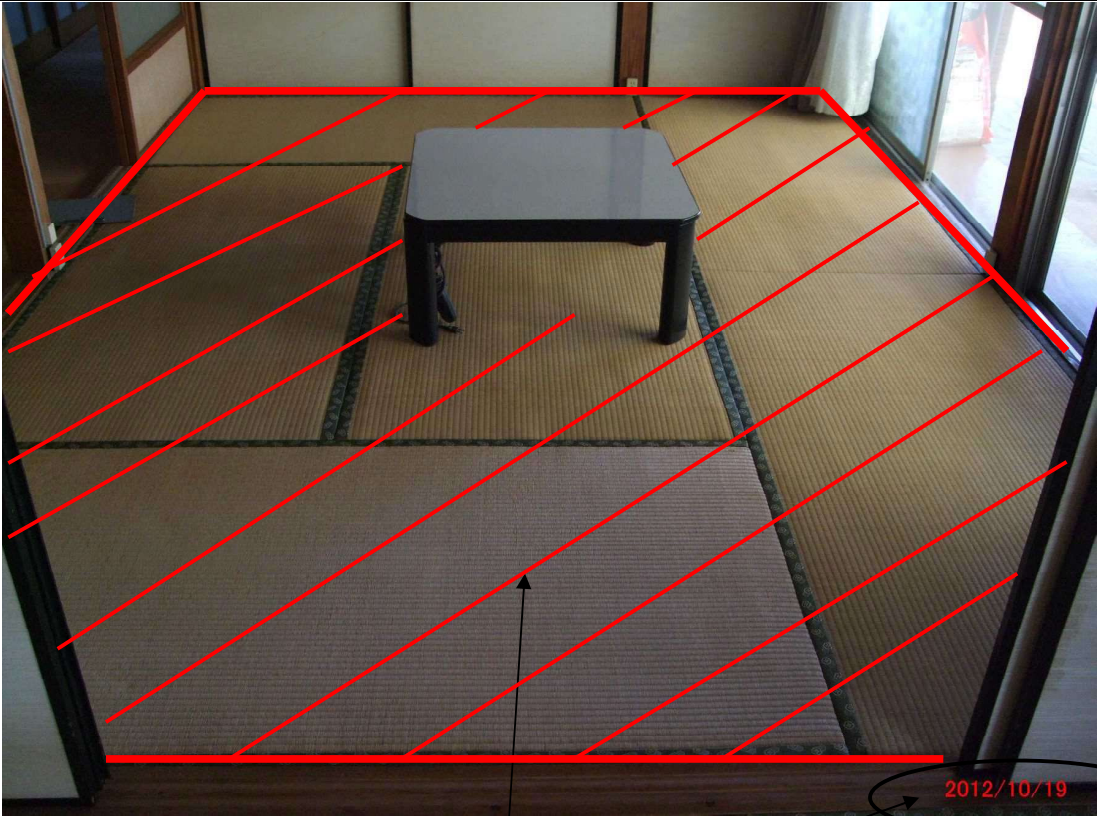
- 撮影日が確認できる。
- 改修後のイメージが記入されているが、段差の高さがわかるようにNo.に枝番で別用紙に写真を添付すれば、高さがわかる。
- スケールの数字がわかるように撮影する。

(写真貼付欄)

※ 写真は、それぞれ日付の入ったものとします。デート機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影して下さい。

# 記入例（工事前） 良い例

## 写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345		No.4
施工業者名：(株) ○○○○				
改修箇所	居間	対象工事種別	滑りにくい床材の変更	
改修前		撮影日： 〇 年 〇 月 〇 日		
				
改修後		撮影日： 〇 年 〇 月 〇 日		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 撮影日が確認できる。</li> <li>• 改修後のイメージが記入されている。</li> <li>• 滑りにくい床材の変更の場合は、改修部分の全景（分割して撮影も可）が確認できる写真。マットなど敷いてある場合は、一部でも床材がわかるように撮影をしてください。</li> </ul>				

※ 写真は、それぞれ日付の入ったものとします。デート機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影して下さい。

# 記入例（工事後）良い例

写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345	No.1
施工業者名：(株) ○○○○			
改修箇所	玄関 上がり框	対象工事種別	手すりの設置
改修前		撮影日：○年○月○日	



改修後

撮影日：○年○月○日

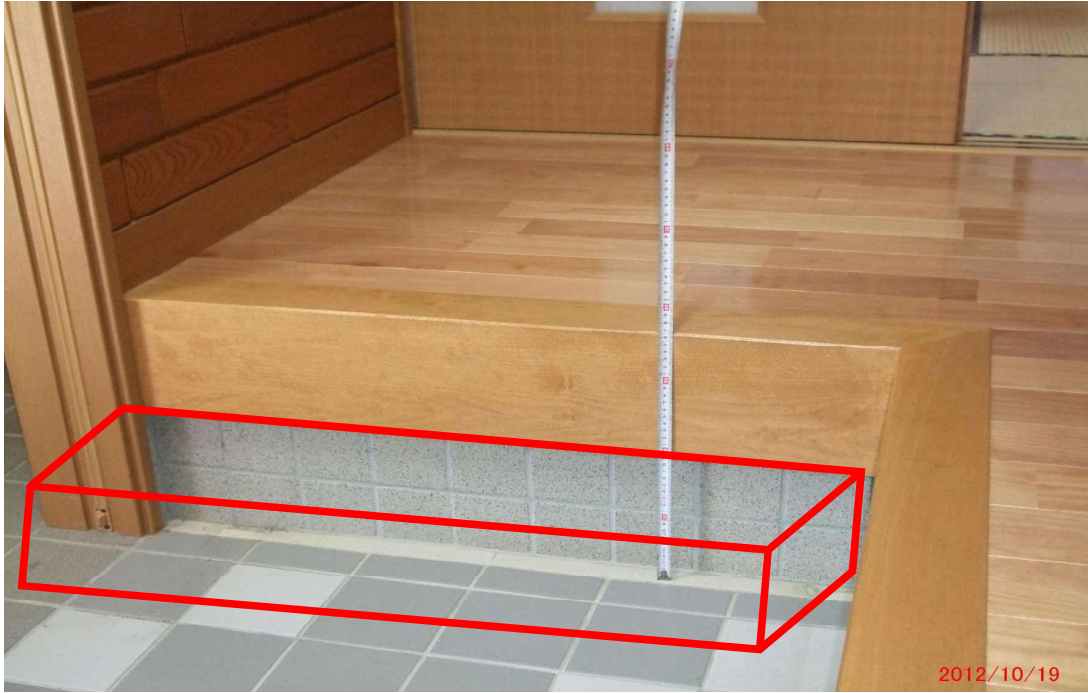


- 撮影日が確認できる。
- 同じアングルから撮影され、工事前・後の確認ができる。

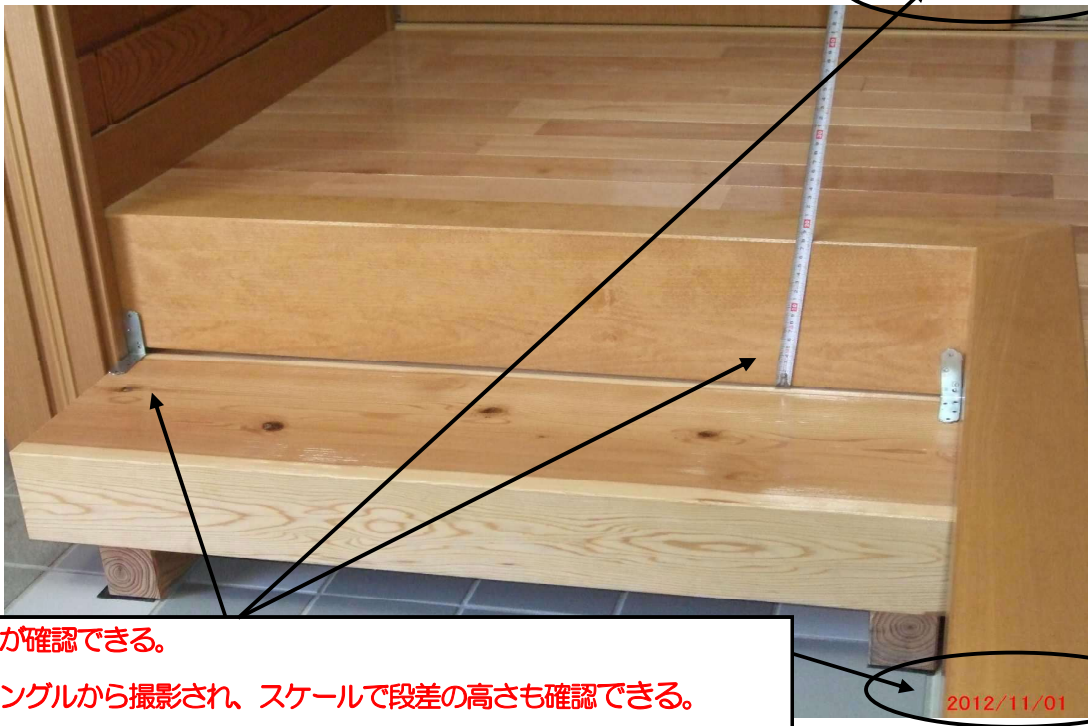
# 記入例（工事後）良い例

写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345		No.2
施工業者名：(株) ○○○○				
改修箇所	玄関 上がり框	対象工事種別	段差解消	
改修前		撮影日： ○年○月○日		



改修後	撮影日： ○年○月○日
-----	-------------



- ・ 撮影日が確認できる。
- ・ 同じアングルから撮影され、スケールで段差の高さも確認できる。
- ・ 金具により固定されている部分が確認できる。

# 記入例（工事前）悪い例

写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345		No.1
施工業者名：(株) ○○○○				
改修箇所	玄関 上がり框	対象工事種別	手すりの設置	
改修前		撮影日： 〇 年 〇 月 〇 日		
				
改修後		撮影日： 〇 年 〇 月 〇 日		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 撮影日が確認できないもの。</li> <li>• カメラのフラッシュ機能を使用しないため暗くなり、よく確認ができない。</li> </ul>				
(写真貼付欄)				



# 記入例（工事後）悪い例

写真貼付用紙（介護保険用）

被保険者氏名：介護 太郎		被保険者番号：0000012345		No.1
施工業者名：(株) ○○○○				
改修箇所	玄関 上がり框	対象工事種別	手すりの設置	
改修前		撮影日： ○ 年 ○ 月 ○ 日		
				
改修後		撮影日： ○ 年 ○ 月 ○ 日		
				

- 撮影日が確認できないもの。
- 施工後の写真がぼやけて施工箇所が確認しがたい。

## 介護保険住宅改修の施工事業者届出書

年 月 日

(宛先) 薩摩川内市長

(申請者)

住 所

事業者名称

代表者氏名

印

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく住宅改修を施工するに際し、薩摩川内市の介護保険住宅改修制度に定める施工事業者として以下のとおり届出します。

営業形態	個 人 ・ 法 人
事業所所在地	〒 —
事業所名称	
電話番号	— —
FAX番号	— —
メールアドレス	

### 薩摩川内市の介護保険住宅改修制度における取り扱い注意事項

1. 介護保険制度での住宅改修であるということを十分理解したうえで、ケアマネジャー等（理由書作成者）と連携し、適切な住宅改修の施工に努めること。
2. 住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、被保険者の身体状況及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うよう努めること。
3. 個人の資産形成や資産更新につながらない比較的小規模な改修工事を対象としていることを踏まえ、適切な住宅改修等を行うよう努めること。
4. 介護保険制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での住宅改修を行うよう努めること。

住宅改修が必要な理由  
書提出日

令和 年 月 日

## 住 宅 改 修 の 承 諾 書

(住宅所有者)

住 所 薩摩川内市神田町3-22

氏 名 薩 摩 太 郎

※本人が自署できない場合は、記名押印してください。

私は、下記表示の住宅に 神 田 花 子 が  
別紙「住宅改修が必要な理由書」の住宅改修を行うことを承諾します。

記

- 1 住宅所在地
- |        |    |    |   |    |    |
|--------|----|----|---|----|----|
| ・薩摩川内市 | 神田 | 町  |   | 番地 |    |
|        |    | 丁目 | 3 | 番  | 22 |
|        |    |    |   |    | 号  |
-



介護保険居宅介護（支援）住宅改修の事前協議の取り下げ申請書

取下げ申請書  
提出日

年 月 日

薩摩川内市長 殿

介護支援事業者： \_\_\_\_\_

担当： \_\_\_\_\_

申請者は、対象被  
保険者本人。本人  
が死亡している  
場合は、相続人名  
で申請。

(申請者)

被保険者： 住所 薩摩川内市 町 番地

氏名

代筆者

氏名

(続柄

)

介護保険居宅介護（支援）住宅改修の事前協議（申請）の取り下げについて

介護保険居宅介護（支援）住宅改修について、下記理由により取り下げいたしますのでよろしくお取り計らってください。

記

フリガナ

1 被保険者名 \_\_\_\_\_

(被保険者 CD)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 取り下げ理由

.....

.....

.....

.....

令和 年 月 日

事前承認通知日以降の日付

## 居宅介護住宅改修費等変更申請書

薩摩川内市 様

事前申請書の申請者（被保険者）と同一

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

事前承認通知日

代筆者 氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_)

令和 年 月 日付で承認通知を受けた住宅改修の申請内容に、施工段階において変更が生じたので下記の通り申請します。

### 1. 変更の理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

### 2. 変更内容の要点

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

### 3. 理由書作成者の改修内容変更への確認と同意

上記住宅改修の変更内容について説明を受け了承しました

理由書作成者 事業所名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

施 工 業 者 業 者 名 \_\_\_\_\_

担当氏名 \_\_\_\_\_

事前承認通知日以降の  
変更見積作成日

(注意) 改修内容及び改修予定費用に変更があった場合は、この申請書に工事見積書（内訳明細書）・写真を添付してください。

# 委任状

薩摩川内市長 殿

支給申請書提出日を記入  
すること。

私は、 年 月 日申請に係る

- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
- 居宅介護（介護予防）住宅改修費

の受領を下記の者に委任します。

支給申請書提出日を記入  
すること。

年 月 日

申請者と口座名義人が同  
姓であっても、異なる印  
鑑を使用すること。

委任者  
(申請者：被保険者)

住所 薩摩川内市勝田町3-22

氏名 薩摩太郎 印

受任者  
(口座名義人)

住所 薩摩川内市永利町322番地

氏名 樋脇花子 印

代筆者

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_)

## 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

保険者番号 4 6 2 1 5 0

被保険者番号		個人番号	
フリガナ		所属事業所	
被保険者氏名		氏名	
		連絡先	
		要介護認定	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	介護認定日	. . .
性別		介護認定期間	. . . ~ . . .
住所	〒 電話番号		
住宅の所有者	住所 氏名	被保険者との関係 ( )	
改修内容	改修の箇所及び規模	業者名	
		着工日	年 月 日
		完成日	年 月 日
		改修費用	円
薩摩川内市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 電話番号 (被保険者) 氏名 代筆者 氏名 続柄 電話番号			
個人コード		相手方番号	

注意 ・この申請書のほか、領収証及び完成後の状態が確認できる書類(写真、支払明細書)等を添付して下さい。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店・支所 支店・出張所 店・代理店	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	普通	
	フリガナ 口座名義人			滞納 システム 入力 口座登録

①改修金額		④既支給済額	
②改修単位数		⑤今回支給額	
③一部負担額		支払日	年 月 日



## 住宅改修 Q&A

項 目	質 問	回 答
支給要件	どのような場合に介護保険住宅改修を利用できるか。	薩摩川内市の被保険者で、要介護・要支援の認定を受けた方からの事前申請により、住宅改修が必要であると薩摩川内市があらかじめ認めた場合で、被保険者証に記載されている住所の住宅について改修を行う場合に対象となる。
認定申請中の手続き	認定の申請中で、未だ判定結果が出ていない場合、住宅改修を行うことはできるか。	介護保険の住宅改修費は、認定期間中に行った住宅改修の費用を給付対象とします。認定申請を行い要介護又は要支援の判定の場合、認定期間は認定申請日からとなります。よって、認定申請後に住宅改修の事前申請を行い、承認を得たうえで、住宅改修を行い、要介護又は要支援の判定後に住宅改修費の支給を申請することは可能です。 ただし、認定審査の結果、非該当となった場合、全額自己負担になるため、事前申請前に被保険者及び家族等に、その旨説明し承諾を得て施工してください。
申請の上限額	介護保険が対象となる金額に上限はあるか。	要介護等状態区分に関わらず、20万円までの住宅改修を行うことが可能。ただし、次の場合には例外的に再度20万円の利用できる。 ①「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合 ②転居した場合
申請の上限額	過去住宅改修した住宅を現地で建て替える場合、新たに20万円まで申請できるか。	現地での建て替えは、「転居した場合の例外」としては取り扱わず、新たに20万円の申請はできない。
申請書類の訂正について	申請書類の訂正を行う際、修正液等の使用はできるか。	修正液等、記載を塗りつぶすものや、砂消しゴム等の記載をはぎ取るような訂正は認められません。書類を訂正する場合は、訂正箇所に消し線を入れてください。また、鉛筆や消せるボールペン等、書き換えができる筆記用具での記載はできません。
領収証書について	領収証書は、写しでもよいか。	支給申請時に、その場で領収証書の原本を提示してください。市で確認し、甲した後、コピーをし、領収証書原本はその場でお返しします。

<p>住宅の名義人が死亡している場合について</p>	<p>改修する住宅の名義人が死亡している場合、住宅（土地）の所有者欄は誰の名前を書けばよいか。また、承諾書は誰から受ければよいか。</p>	<p>住宅の所有者は相続人になりますので、死亡した名義人の名前ではなく、相続人の名前を記載してください。承諾書も同様に相続人から得てください。</p>
<p>図面について</p>	<p>図面については、改修する部分のみの図面でよいですか</p>	<p>図面は想定する動線の始点と終点ができるものを提出してください。例えば、2階に洗濯物を干すために階段に手すりを設置する場合は、階段部分だけでなく、洗濯場所がある1階と、物干場がある2階の図面も必要です。</p>
<p>工事の取下げについて</p>	<p>事前申請を行った後で、住宅改修の計画が取りやめになった場合、どのような手続きを行うことになるか。</p>	<p>「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費に係る取下げ書」を提出してください。 申請者は、対象被保険者本人となります。本人が死亡している場合は、相続人名で申請してください。</p>
<p>一時的に身を寄せている住宅について</p>	<p>要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。</p>	<p>介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となる。</p>
<p>転入前の住宅改修について</p>	<p>A市から薩摩川内市に転入する前に薩摩川内市の住宅改修をしたいが対象となるか。</p>	<p>現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。ただし、転入後の住宅に改修が必要な場合、事前に薩摩川内市高齢・介護福祉課に相談してください。</p>
<p>一時帰宅時のための住宅改修について</p>	<p>住民票を移していない入所施設から月に数回帰宅するため、住民票上の住所地にある住宅の改修は、住宅改修費の支給対象に該当するか。</p>	<p>施設入所者の生活の拠点は施設にありますので、住民票上の住所地であっても外泊時に在宅サービスは算定できません。住宅改修は在宅サービスですので支給対象となりません。また、病院等に入院中に外泊する住宅の改修は、同様に支給対象となりません。</p>
<p>ケアハウスにおける住宅改修について</p>	<p>介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされていますが、ケアハウス入所者が要介護認定を受け、自らの希望により、入所しているケアハウスの住宅改修を行った場合（施設の運営主体は了解済）、給付対象となるか。</p>	<p>軽費老人ホームの居宅部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。）は、制度上、住宅改修は可能ですが、軽費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していません。</p>

<p>有料老人ホーム入所者の住宅改修について</p>	<p>介護保険法第7条第6項の規定によると、有料老人ホームの居室についても居室に含まれることになっていますが、有料老人ホーム入所者が、自らの居室に手すりをつける場合、住宅改修の対象となると考えてよいか。</p>	<p>有料老人ホームの居宅部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。）は、制度上、住宅改修は可能ですが、有料老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していません。</p>
<p>高齢者専用賃貸住宅での改修</p>	<p>サービス付高齢者専用賃貸住宅において、住宅改修は可能か。</p>	<p>本来サービス付高齢者専用賃貸住宅は高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、住宅改修を行うことは想定されていない。</p>
<p>賃貸アパートの共用部分の住宅改修</p>	<p>賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。</p>
<p>分譲マンションの共用部分の住宅改修</p>	<p>分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。</p>
<p>老朽化や破損が原因による改修</p>	<p>手すりや畳等が古くなってしまったための付け替えや床材の変更も、介護保険住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>単なる老朽化や破損などが原因の住宅改修は支給対象とならない。</p>
<p>新築住宅の住宅改修</p>	<p>住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。</p>	<p>住宅の新築は、住宅改修とは認められず、住宅改修の支給対象とはならないが、新築住宅の竣工日の翌日以降に居住を開始した場合に改修の必要性が生じた場合は対象とする。 改築の場合、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とならないが、例えば、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合や、トイレの拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれに「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となることがある。</p>

家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。
家族が行う住宅改修	家族が経営している工務店等が事業者登録をしている場合、申請が可能か。	可能である。家族等が工務店を経営しており、被保険者の住宅改修を行う場合も上記と同じ扱いとする。ただし、工事完了後に材料の購入費が確認できる領収証等を添付すること。
施工費のみの請求	既存の手すりの高さが合わないため、位置変更の施工費と補強材費のみの請求は可能か。	部品代を除く施工費と補強材費のみの請求も可能である。
退去時の撤去費	賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。
給付制限期間中の住宅改修	介護保険料滞納により、給付制限期間中であるが、住宅改修を行うことはできるか。	住宅改修をすることは可能であるが、通常1～3割の自己負担で利用できるところ、給付制限期間中には自己負担1～2割の方は3割、自己負担3割の方は4割の自己負担となる。
本人死亡の場合	住宅改修前に被保険者本人が死亡した場合、住宅改修費の支給を受けられるか。	すでに改修が終わっている部分については給付対象となるが、改修が終わっていない部分は給付対象とはならない。なお、被保険者の身体に合わせて発注し製作終了したものが不要となった場合も費用が発生する旨を事前に説明することが望ましい。
写真について	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをされたい。
諸経費について	住宅改修費として諸経費はどこまで対象となるか。	諸経費がどこまで含まれるかの判断は、住宅改修に要する経費であること。他事例と比較して著しく高額でないこと等の観点から、個別で判断していくこととなります。本市では①役所への書類申請料②工事中の写真代③工事を行う作業員の損害保険料等については、諸経費としては認めておりません。なお、諸経費として計上している金額の内訳については書類上明確にしておく必要はありませんが、利用者から説明を求められた際は内訳の詳細を明示する必要があります。

<p>工事内容の内訳について</p>	<p>支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。</p>	<p>工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、トイレ、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。</p>
<p>工事内容の内訳について</p>	<p>見積書や内訳書について、住宅改修費が対象にならない工事も同時に行う場合、どのように金額を表記すればよいか。</p>	<p>対象部分の抽出、按分等適切な方法により住宅改修費の支給対象となる費用を算出し見積書や内訳書を作成する。</p>
<p>理由書の作成</p>	<p>本人が立ち会うことなく理由書を作成することは可能か。</p>	<p>理由書は、現在の居住空間に対して利用者の身体状況が適していない等の判断をする必要があることから、要望の聞き取りのみで理由書を作成することは望ましくない。ただし、入院中で居宅の整備が退院の条件となっているなど、立ち会うことができない状況で正当な理由がある場合に限っては、聞き取りによってでも可。</p>
<p>同一世帯に複数の要介護者がいる場合</p>	<p>夫婦2人で要介護認定を受けている場合、2人分を合わせて、40万円までの住宅改修費に対する自己負担でよいか。</p>	<p>複数の被保険者が同一の住宅に居住し、同時に複数の被保険者についての住宅改修が行われた場合には、各被保険者に有意な範囲を特定し、申請の対象となる住宅改修の範囲が重複しなければ、それぞれの支給限度額(20万円)までの申請が可能。 例えば、手すりを複数個所に設置した場合は、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれ申請できますが、同一の便器の取り替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することは不可。</p>
<p>手すりの設置</p>	<p>靴箱や家具等に手すりを取り付けることは可能か。</p>	<p>固定されていない靴箱や家具に手すりを取り付けた場合、介護保険住宅改修の支給対象外。</p>
<p>手すりの設置</p>	<p>居室の手すりの取り付けにおいて、ねじ固定せずに接着剤で取り付けることは可能か。</p>	<p>可能。その際、利用に際して事故等が起こらないように注意されたい。</p>
<p>手すりの設置</p>	<p>手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(柵状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。</p>

手すりの設置	現在付いている手すりが握りにくくなり、付け替えを希望する場合、住宅改修費の給付対象となるか。	介護の必要性が重くなり、現在付いている手すりでは高さや太さ、材質等が身体状況に合わなくなったというような理由がある場合は給付の対象となる。しかし、単に老朽化という理由では対象外。
手すりの設置	福祉用具貸与にある、洋式便器を囲む形の据え置き型手すりを床にビス止めして設置する場合、給付対象となるか。	取り付けに際し工事を伴うものは可。住宅改修における「手すりの取り付け」は、福祉用具貸与の手すりに該当するものは除かれる。 なお、福祉用具貸与の手すりとは、①居宅の床において使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移動動作に資することを目的とするものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの。②便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移動動作に資することを目的とするものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの。
手すりの設置	通路の片側が崖になっており転落の恐れがあるため、柵の代わりとして手すりを設置する工事は支給対象となるか。	手すりとしてではなく柵の機能を期待して設置する場合は、支給対象となりません。なお、手すりに適した高さは、通常、転落防止の柵としては低すぎます。転落防止の柵として機能するには、利用者の重心が柵の上端を容易に越えない高さが必要となる。
手すりの設置	手すりを設置する際の取り付け金具について、メーカーの施工基準より広い間隔で取り付けられた場合はどれくらいまで許容されるか。	メーカーの施工基準より広い間隔で金具を取り付けた場合は給付対象とならない。
段差の解消	床段差を解消するため浴室用すのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室用すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。
段差の解消	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
段差の解消	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

<p>段差の解消</p>	<p>掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討していますが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となる。撤去に要する費用は床段差を解消するために必要な住宅改修として給付対象になるか。</p>	<p>昇降機の設置は住宅改修の給付対象ではないことから、その付帯工事である犬走りの撤去工事も給付対象とならない。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>車いすで外出するために、スロープを設置するが、勾配ほどの程度が良いのか。</p>	<p>勾配の目安としては、段差の1.2倍から1.5倍（傾斜角度5度以下）。また長いスロープには踊り場を設けることも必要です。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。</p>	<p>玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。ただし、必要以上の幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とする。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。ただし、必要以上の幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とする。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>隣接する家族の所有する浴室を使用して入浴しているが、段差を解消する住宅改修は対象となるか。</p>	<p>隣接する家族所有の浴室のため支給対象とならない。ただし、同じ住所で日常的に使用している場合は対象になる。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置の変更 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事</p>	<p>①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない</p>

段差の解消	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。
段差の解消	改修工事において、スロープを屋外に設置を希望しているが、設置箇所に物干し台がある場合に付帯工事として撤去可能か。	スロープの設置箇所に撤去せざるを得ないものが存在する場合、撤去における費用負担は付帯工事として介護保険の給付となる。
段差の解消	外玄関の福祉用具レンタルのスロープ利用に伴う、階段の段差解消は、住宅改修で可能か。	スロープ貸与に伴う、段差解消工事は住宅改修では利用できない。
段差の解消	窓サッシから掃出しサッシへの変更をする場合に、一部外壁を撤去するものは住宅改修の支給対象となるか。	間口の拡大については保険給付の対象外工事とする。
段差の解消	上がり框の段差の緩和のため、踏み台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。	踏み台を家屋に設置する工事や上がり框を2段にする工事は、段差の解消として住宅改修の支給対象となります。ただし、必要以上の幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とする。
段差の解消	車椅子の利用者について、送迎の車両をできるだけ玄関に近づけるため、車両乗り入れの支障となる段差をスロープに改修したいのですが、支給の対象となるか。	車を乗り入れるための改修は支給対象とはならない。
段差の解消	急こう配の通路に階段を新設する工事は、支給対象となるか。	対象被保険者の身体状況に適した改修であれば、支給対象となる。
段差の解消	居室等と廊下に段差があり、この段差を解消するために「廊下をかさ上げる工事」は、給付対象としてよいですか。	居室と廊下の段差解消には、敷居の改修やスロープの設置が想定されますが、それらによることができないと判断される場合は、該当するものとしません。



段差解消 床材の変更	浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバスの購入設置により行う場合、給付の対象となるか。	ユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）の購入設置費用総額を面積で按分算出することが可能であれば、給付の対象とすることができる。
移動の円滑化	移動を円滑にするため、玄関先の樹木を別の場所に移したり、伐採する工事は、支給の対象となるか。	改修工事の種類に該当しないことから、支給対象とならない。
床材の変更	畳等からフローリングへ変更する工事は支給対象になるか。	車いすや歩行器を利用している場合は、支給対象になる。そのほかにケアマネジャー等が身体状況等から必要と判断する場合は、事前に高齢・介護福祉課に確認してください。
床材の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまずき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
床材の変更	住宅改修について、階段にすべり止めゴムをつけることは、「滑りの防止および移動の円滑化のための床材の変更」としてよいか。	簡易に取り外せないよう、家屋に接着剤等で固定する場合は、「滑りの防止および移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
床材の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるのか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
床材の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。
床材の変更	廊下の床の取替えについては、「滑り防止、移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更」に該当すると思われませんが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象となりますか。	単なる老朽化や物理的、科学的な磨耗、消耗であれば支給対象と認められません。

床材の変更	下の床材が腐食して通行に支障が生じている場合は、床材変更の対象となるか。	床材の腐食や破損に対しては、身体状況に関係なく、家屋としての機能を維持するために修繕を行う必要があると考えますので、給付対象となりません。
床材の変更	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更に「浴室において床材の滑りにくいものへの変更」とある。これについて、滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと（床面への接着はしない）も対象となるか。それとも、入浴補助用具として福祉用具購入費の支給の対象となるか。	マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修にも特定福祉用具の購入にも該当しない。
床材の変更	滑り止めシートを浴槽の縁や底に貼ることは、住宅改修費の支給対象となるか。	浴槽の縁や底は、床や通路ではないため、支給対象とならない。
床材の変更	身体的状況から転倒が予想される箇所について、転倒した際の怪我を防ぐため、クッション性がある床材に取り替える改修は支給対象となるか。	転倒した際に怪我を防ぐという目的であれば、支給対象の理由にならない。
扉の変更	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
扉の変更	車椅子での導線の確保のために扉を撤去する工事は住宅改修の対象となるか。	対象となる。なお、扉を取り除くことにより被保険者の日常生活上の導線の確保ができると認められれば対象となる場合がある。
扉の変更	改修工事において、シャワーカーテンから折り戸への変更は改修対象にあたるか。	住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」に当たり、保険給付対象となる。

扉の変更	扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、住宅改修の対象となるか。また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付けも工事についても、住宅改修の対象となるか。	被保険者の身体状況及び日常生活上の導線、住宅の状況等に基づいた理由により、カーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば、住宅改修の対象となる。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として対象となる。
扉の変更	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く、身体状況により開閉が容易でなくなったという場合で、扉そのものを取り替える必要性があれば、支給対象となります。既存の引き戸が古くなったから新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。
扉の変更	引き戸等への扉の取り替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は、支給の対象とならないとあるが、動力を使わず扉が閉まるクローザーシステムを設置した場合は支給対象となるか。	引き戸等への扉の取り替えに合わせて設置した場合は、支給対象となる。
扉の変更	窪んだ溝に指をかけて開ける引き戸について、リウマチ等により指が変形したため開閉に支障が生じている場合、取手を取り付ける改修は支給対象となるか。	支給対象となる。
扉の変更	利用者が寝室からトイレへ行く途中、昼間でも廊下が暗く移動に支障があるため、廊下に面した居間の扉を、ガラスをはめた扉に取り替え明るさを確保したい。この場合、扉の取替えとして支給対象となるか。	扉の利用に支障が生じているのではないため、支給対象とならない。
便器の洋式化	リウマチ等で膝が十分に曲がらない場合や、便座から立ち上がりが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取り替えとして住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げする工事	①は支給対象となる。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取り替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。

	<p>②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合</p> <p>③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合</p>	<p>③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。</p>
便器の洋式化	<p>和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取り替えは住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。</p>
便器の洋式化	<p>既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>介護保険制度において便器の取り替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。</p>
便器の洋式化	<p>和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。</p>	<p>腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。</p>
便器の洋式化	<p>同じ場所のまま、便器の向きを変えるのは住宅改修の対象となるか。</p>	<p>被保険者の身体状況等から必要性が認められれば対象となる。</p>
便器の洋式化	<p>和式から洋式への便器の取り替えに伴う給排水設備工事は付帯工事として住宅改修の対象となるか。</p>	<p>和式の水洗トイレから洋式の水洗トイレへの便器の取り替えに伴い、排水管の長さや位置を変更する工事につき、住宅改修の付帯工事の対象となる。</p>
便器の洋式化	<p>便器の取り替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」は認められていません。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われそうですが、認められない工事の範囲とは、①浄化槽設置工事、②公共下水道に接続する枦からトイレまでの排水管工事を指しますか。</p>	<p>非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに水洗化の工事が行われる場合ですが、「便器の取り替えに伴う給排水設備工事」としては、和式の水洗トイレを洋式の水洗トイレに変える際の給排水管へ便器を接続する部分の工事を想定しているため、①②の工事は含みません。</p>

便器の洋式化	男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当するか。	便器の取り替えに伴い必要となる仕切り壁の撤去は付帯工事として住宅改修の対象となる。なお、単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しない。
便器の洋式化	既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、支給対象となるか。 なお、既存のトイレは、家族がそのまま使用する。	洋式便器への取り替えではなく、トイレの新設であるため支給対象とならない。
便器の洋式化	トイレ内に段差が有る汽車式便器を洋式便器に変更する際必要になる段差の撤去は、便器の変更の付帯工事となるか。	単に洋式便器設置の支障になる場合は、便器取り替えの付帯工事となる。身体状況から段差を昇降することに支障がある場合は、段差解消になる。
その他の工事	母屋と風呂場のある離れが軒を隔てて隣接している場合、二つの建物間に渡り廊下と手すりを設置する工事は、住宅改修の段差の解消及び手すりの取り付け、並びにこれらの付帯する工事として支給対象となるか	支給対象となる。
その他の工事	離れにある風呂場の改修工事は支給の対象となるか。	日常的に使用している風呂場は改修対象となる。ただし、利用者の住所と違う場合は対象とならない。
その他の工事	スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置は対象となるか。	段差解消のスロープ設置に伴う付帯工事として、支給対象となる。
その他の工事	庭に出る（庭の手入れ等趣味や生きがい）ための手すり設置や段差解消等の改修は支給対象となるか。	支給対象になりません。介護保険での住宅改修は日常生活動作を助けるためのものです。※ここでいう日常生活動作とは、在宅で生活を続けていくための動作（食事を摂る、トイレに行く、入浴する、外出する等の本人の身の回りの動作）を指します。